

「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準」

令和4年9月20日実施

博多港においては、港湾管理者により、岸壁利用調整を行う「バース担当」及び入出港船舶との通信を行う「はかたポートラジオ」が設置され、港湾管理に関する情報を一元的に管理することにより、安全で効率的な港湾管理業務が運営されている。

博多港安全対策協議会では、博多港に入出港する船舶及び岸壁を利用する船舶(以下「入出港船舶」という。)の安全を確保するために必要な事項として本基準をとりまとめた。

入出港船舶は、港則法その他関係法令及び本基準を遵守しなければならない。

1 着離岸日時の許可及び変更指示

入出港船舶は、3項以下の基準によりバース担当に対しけい留施設利用許可申請を行うこととし、内容を変更しようとする場合も速やかに連絡し許可を得ること。また、港湾管理者は、安全で効率的な港湾管理を実行するために、許可した着離岸日時について、調整の必要があると認めた場合は、船舶に対し、着離岸日時の変更を指示することがあるので、入出港船舶は、許可を得た後も連絡体制を確保すること。

- (1) 船舶は、原則として入出港前日(休日の場合はその前日)の午前11時までに別表1の「バース担当」にけい留施設利用許可申請を行い、港湾管理者の許可を得ること。
- (2) 許可された着離岸日時を変更しようとする場合は、「バース担当」に連絡し許可を得ること。

2 船舶動静の連絡等

「はかたポートラジオ」は、入出港船舶に対し船舶交通の安全のために必要な情報を提供するため、船舶動静を確認する必要があり、また、港湾管理者は、入出港の遅延等により調整が必要と判断された場合、「はかたポートラジオ」を通じて着離岸日時の変更を指示することがあるので、入出港船舶は、以下の基準により必要な連絡を行うこと。

- (1) 入出港船舶は、別表2の基準に従って「はかたポートラジオ」に通報すること。通報後、連絡事項に変更があった場合は、その都度連絡すること。
- (2) VHFを備えている船舶は、入出港の際、呼出し応答チャンネル(CH16)を聴取すること。また、港内においては可能な限り港務通信チャンネル(CH11)を聴取するとともに、「はかたポートラジオ」と他の船舶との間の通信の中継に協力すること。
- (3) 離岸しようとする際は、シングルアップとした時点で必ず「シングルアップ通報」を行うこととし、「はかたポートラジオ」からの了解を得るまでは、係留策を離さないこと。

- (4) 着離岸日時等について港湾管理者が変更許可または指示を行なった場合、関係船舶に対し、「はかたポータルラジオ」から情報提供されるが、航行に関する最終確認及び協力依頼等は当該船舶間の責任で行うこと。

別表1 (許可・連絡先)

バース担当	【着離岸の許可（船舶代理店等）】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ けい留施設利用許可の申請、内容変更 ・ 許可された着離岸日時の変更 ・ 岸壁の利用調整に係ること ・ 港湾施設の保安に係ること 		
	<電話>	092-292-3444	
	<FAX>	092-292-3447	
はかたポータルラジオ	・ 入出港船舶の動静連絡		
	VHF	単信 156.55MHZ	CH11 港務通信
		156.60MHZ	CH12 港務通信
		156.80MHZ	CH16 呼出・応答復信
		復信 161.50MHZ	CH18 港務通信
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の入出港、港内移動等の連絡 ・ 水先人、ひき船及び岸壁給水等の手配状況の問い合わせ ・ 緊急時における救難消防等の関係機関への連絡 ・ 船舶動静、許可された着離岸日時、風向風速情報等に係る問い合わせ 		
<電話>	092-272-0577		
<FAX>	092-272-0578		

別表2 (船舶の動静連絡の内容)

通報区分	通報時期	連絡事項
事前通報	港外到着 2時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港外到着予定日時 (ETA) ・ 着岸予定日時 ・ 錨地到着予定日時 (錨泊船)
入港通報	港外到着時	・ 位置通報
	着岸時	・ 着岸日時
出港通報	離岸 30 分前	・ 離岸予定日時 (ETD)
	シングルアップ時	・ シングルアップ通報
その他	投錨終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投錨日時 ・ 投錨位置 ・ 抜錨予定日時
	抜錨時	・ 抜錨日時
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ ETA/ETD の時間変更 ・ 航路 IN/OUT 時間 ・ その他入出港に必要な事項の連絡

3 余裕水深の確保

- (1) 船舶は、入出港時の喫水に 10%の余裕水深を確保しなければならない。
この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐は加味しない。
- (2) 上記(1)に規定する余裕水深を確保できない船舶については、次の事項によることができる。
 - ① 入出港時の喫水に、潮汐を加味して、10%の余裕水深が確保できること。
 - ② 岸壁係留中においては、係留期間中の最低潮時においても 50cm 以上の余裕水深が確保できること。※いずれの場合であっても、喫水が海図記載水深を超えないこと。

4 航行支援体制

- (1) 入出港船舶の安全航行及び港湾施設の円滑な運営を確保するため、入出港船舶(3,000G/T 以上)の航行支援体制は原則として次によるものとする。

船 型	曳 船	水 先 人
3,000G/T以上の船舶	1隻以上	できるかぎり水先人を要請すること
10,000G/T以上の船舶	2隻	原則として水先人を要請すること

※入出港船舶の離着岸の許容最大風速は、原則としてバース付近の平均風速 15m/s 未満とする。

- (2) 次により航行の安全が確保されると判断される場合は、運用として水先人及び曳船の要請を減することができる。
 - ① 水先人の要請について、当該船舶の船長が過去博多港において操船を経験し、航行の安全が確保されると判断される場合。
さらに、外国人船長が操船する船舶においては、港則法及び同法施行規則を熟知している場合。
 - ② 曳船の要請について、入出港船舶がスラスタ等補助推進器を有し、水先人の了承を得た場合。
又は、水先人会の定めた曳船使用基準に準ずる場合。
 - ③ 内航定期航路に就航する船舶で、博多港に頻繁に入出港を行い航行の安全が確保されていると判断される場合。

5 運航調整

(1) 行会いの防止

- ① 中央航路（中央航路5. 6号ブイを結んだ線より以東の航路）
全長200m 以上370m 未満の船舶は、航路内の行会いを防止する。

対象船舶	行会い防止調整船舶
全長200m 以上220m 未満	全長180m 以上
全長220m 以上240m 未満	全長160m 以上
全長240m 以上280m 未満	全長120m 以上
全長280m 以上300m 未満	全長100m 以上
全長300m 以上370m 未満	全船舶行会い防止

※全長200m 未満同士の船舶の行会いは、特段の調整を要しない。

- ② 東航路全域及び中央航路(中央航路5、6号ブイを結んだ線より以西の航路) 全長 265m以上 370m 未満の船舶は、航路内の行会いを防止する。

対象船舶	行会い防止調整船舶
全長 265m 以上 330m 未満	全長 200m 以上
全長 330m 以上 370m 未満	全船舶行会い防止

※全長 265m 未満同士の船舶の行会いは、特段の調整を要しない。

(2) 船舶

上記(1)に該当する船舶は、以下に定める事項を行うものとする。

- ① 入港予定の船舶は、ETA を確実に代理店へ通知すること。
- ② 船舶は、航路内における行会いを防止するため、上記2の動静連絡を遵守し、自船の入出港に関する情報を連絡するとともに、航路内の他の船舶の動静を把握すること。
- ③ 船舶は、港長又は港湾管理者から特別の指示があった場合、その指示に従うこと。

6 利用岸壁の特別基準

入出港船舶は、上記1～5の各基準を遵守するほか、下記の岸壁を利用する場合には、本特別基準に従わなければならない。

(1) 須崎2～4号岸壁

6,000G/T 以上の船舶は水先人を乗船させること。

(2) 箱崎15・16号岸壁

- ① 対象船舶は全長 200m 未満の船舶とする。
- ② 1,000G/T 以上 3,000G/T 未満の船舶は、警戒船を配備すること。
ただし、水先人が乗船している場合はこの限りでない。
- ③ 3,000G/T 以上 6,000G/T 未満の船舶は、入出港時原則として曳船を1隻配備すること。
- ④ 6,000G/T 以上又は全長 120m 以上の船舶は、水先人を乗船させ曳船2隻を配備すること。
- ⑤ 中央航路からの夜間における入港は禁止する。
- ⑥ 中央航路からの夜間における出港においては、1,000G/T 以上の船舶は、水先人を乗船させること。

(3) 箱崎木材港ドルフィン

- ① 対象船舶は 6,000G/T 以下及び全長 120m 以下の船舶とする。
- ② 箱崎ふ頭から博多港東防波堤との間を通過して同岸壁を使用する場合の利用基準は次のとおりとする。
 - ア 1,000G/T 以上の船舶は、水先人を乗船させること。
 - イ 曳船は、1,000G/T 以上の船舶は1隻、5,000G/T 以上の船舶は2隻を配備すること。
 - ウ 夜間における入港は禁止する。

(4) 香椎 4・5号岸壁

船型	270m～300m 未満	300m～320m 未満	320m～345m 未満
水先人	乗船させること。		
風速条件 (バウスタ-装備船)	12m/s 以下	10m/s 以下	
視程	1,000m 以上		
曳船配備隻数	2 隻 (3,400ps 以上)	3 隻 (3,400ps 以上)	3 隻 (3,600ps 以上)
警戒船配備隻数			1 隻
航路内航行速力	原則 9 ノット以下		
接岸速度	8cm/s 以下	6cm/s 以下	6cm/s 以下
係留時安全対策	・係留時の離岸風最大風速 13m/s 以下		
係留時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・天候の悪化が予想される場合は、気象状況に留意して曳船の支援、早めの離岸等の措置をとること。 ・同一係船柱の係船索は2本までとすること。 		
運航規準の緩和 (バウスタ装備船に限る)			
風速 8m/s 以下の緩和措置	曳船 1 隻配備 (3,400ps 以上) で入出港可	曳船 2 隻配備 (3,400ps 以上) で入出港可	曳船 2 隻配備 (3,600ps 以上) で入出港可
コンテナ積段数 3 段以下の緩和措置		<ul style="list-style-type: none"> ・曳船 3 隻配備 (3,400ps 以上) の場合は、風速 11m/s 以下で入出港可 ・タグボート 2 隻配備 (3,400ps 以上) の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可 	<ul style="list-style-type: none"> ・曳船 3 隻配備 (3,600ps 以上) の場合は、風速 11m/s 以下で入出港可 ・タグボート 2 隻配備 (3,600ps 以上) の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可

(5) アイランドシティ6・7・8号岸壁（連続利用を含む）

船型	270m～300m 未満	300m～320m 未満	320m～345m 未満	345m～370m 未満 (7・8号岸壁のみ)
水先人	乗船させること。			
風速	12m/s 以下 (ハウスラスタ-装備船)	10m/s 以下 (ハウスラスタ-装備船)		10m/s 以下 (ハウスラスタ-及び スラスタ-装備船)
視程	1,000m 以上			
曳船配備隻数	2 隻 (3,400ps 以上)	3 隻 (3,400ps 以上)	3 隻 (3,600ps 以上)	2 隻 (3,600ps 以上)
	上記スラスタ-を装備していない船舶は、これを補う曳船を追加配備する			
警戒船配備隻数		1 隻		1 隻 (回頭時には後方警戒船を追加配備)
航路内航行速力	原則 9 ノット以下			
接岸速度	IC6 岸	8cm/s 以下	7cm/s 以下	7cm/s 以下
	IC7・8岸		10cm/s 以下	9cm/s 以下
係留時安全対策		係留時の離岸風最大風速 15m/s 以下		係留時の離岸風最大風速 13.8m/s 以下
係留時の注意	<ul style="list-style-type: none"> 天候の悪化が予想される場合は、気象状況に留意して曳船の支援、早めの離岸等の措置をとること。 同一係船柱の係船索は2本までとすること。 			
運航規準の緩和（ハウスラスタ-装備船に限る）				
風速 8m/s 以下の緩和措置	曳船 1 隻配備 (3,400ps 以上) で入出港可	曳船 2 隻配備 (3,400ps 以上) で入出港可	曳船 2 隻配備 (3,600ps 以上) で入出港可	
コテナ-積段数 3 段以下の緩和措置		<ul style="list-style-type: none"> 曳船 3 隻配備 (3,400ps 以上) の場合は風速 11m/s 以下で入出港可 曳船 2 隻配備 (3,400ps 以上) の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可 	<ul style="list-style-type: none"> 曳船 3 隻配備 (3,600ps 以上) の場合は風速 11m/s 以下で入出港可 曳船 2 隻配備 (3,600ps 以上) の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可 	

(6) 注記

上記(4)及び(5)における風速及び接岸速度は下記のとおりとする。

- ① 風速については、博多港コテナ-ミル管理棟屋上に設置された風速計による平均風速とする。
- ② 接岸速度については、接岸に際し常時把握すること。

7 その他

上記基準の他、特別に必要と判断された場合は、別途定める。

【参考】現在、別途定めているもの

- 航行支援体制及び離着岸の安全対策について
- 大型客船（全長 250m以上 370m未満）の安全対策について
- 17万トン級（全長 320m 以上 350m 未満）大型客船の警戒船について
- 博多港中央航路における大型客船と他船との行き会いについて

航行支援体制及び離着岸の安全対策について

「博多港入出港及び岸壁利用基準（以下「基準」という。）」第7条に基づき、当面の間下記のとおりとする。

1 航行支援体制について

博多港における操船経験を有しない船長が乗船している船舶については、安全航行及び港湾施設の円滑な運営を確保するため、基準第4条の規定に限らず次のとおりとする。

- ① 初回入港時は原則として水先人を要請すること。
- ② 初回入港より3回目までの入出港については、できる限り水先人を要請すること。

2 離着岸の安全対策について

- ① 強風、荒天が予想される場合は、基準第4条の規定に限らず、曳船及び水先人を積極的に要請し、船舶の航行安全確保及び施設の保全に努めなければならない。
- ② 現に施設等を損傷した場合は、遅滞なく港湾管理者に報告するとともに、速やかに現状復旧を行うこと。

また、次回の入港時における安全対策について港湾管理者の承認を得ることとし、円滑な港湾施設の運営に協力すること。

平成19年11月1日

博多港安全対策協議会会長
博多港長
博多港港湾管理者

大型客船（全長 250m以上 370m未満）の安全対策について

「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準（以下「基準」という。）の7 その他」に基づき、全長 250m以上 370m未満の大型客船（以下「本船」という。）の博多港中央ふ頭5号岸壁及び中央ふ頭6号岸壁、箱崎ふ頭5号岸壁（出船着岸のみ）に入出港する場合の航行安全対策については基準によるほか下記のとおりとし、本船及び関係者はこれを遵守するとともに、その実施状況等は港湾管理者が責任をもって確認するものとする。

記

1 入出港前

- (1) 本船は、入出港予定日時等をバース決定前までに代理店等に確実に通知すること。
- (2) 本船は、定期旅客船の航行を優先すること。
- (3) 港湾管理者及び代理店は、バース決定後、本船の入出港時間帯前後に中央航路を航行する予定の船舶関係者に、本船の最終運航スケジュールを周知し、併せて「基準の5 運航調整 (1)行き会いの防止」に基づき、中央航路第5号灯標と第6号灯標を結んだ線の東側（以下「中央航路東側」という。）で行き会わないよう協力要請すること。
- (4) 港湾管理者及び代理店は、バース決定後、上記(3)の要領により本船の最終スケジュールを周知後、他の船舶の動静情報を「行き会い船リスト」として本船に通知すること。
- (5) 本船は、他船との行き会いを防止するため運航スケジュールを遵守すること。やむを得ず、着離岸時間を変更する場合は、事前に代理店を通じ港湾管理者と協議の上、申請し変更時間の許可を得ること。
港湾管理者は、行き会いが確実に防止できる時間のみ着離岸時間の変更を許可することとし、本船は代理店を通じて許可された時間を遵守すること。また、港湾管理者ははかたポータルラジオに変更時間を確実に遵守させるとともに、実施状況を確実に確認すること。
- (6) 本船は、中央航路東側における行き会いを防止するため、「基準の2 船舶動静の連絡」に従って、入出港に関する情報等を「はかたポータルラジオ」に連絡すること。
また、本船は、自船のレーダー等及び「はかたポータルラジオ」からの情報提供等により、航路内における他船の動静を把握し、航路内での他船との行き会いが生じないことを確認すること。
- (7) 本船は予定する入出港日時の平均風速が下記入出港時風速を超えると予想される場合は、前日のバース決定時までに入出港計画の見直し等最善の措置を検討し、検討結果を速やかに代理店及び関係者に通報すること。

2 入出港時及び係留中

(1) 中央ふ頭5号及び5・6号岸壁（連続利用）

船型	7万トン級 250m～280m未満	14万トン級 280m～320m未満	17万トン級 320m～350m未満
着岸舷	原則出船右舷付(※1)		
入出港時風速 (※2)	平均 10m/sec 以下		
視程	1,000m以上		2,000m以上
余裕水深	喫水の 10%以上		
回頭域	原則中央ふ頭北側(※3)		中央ふ頭北側のみ(※3)
接岸速度(※4)	10 c m/sec 以下		
航行支援体制	「4 航行支援体制」の他、原則警戒船1隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船1隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船1隻以上配備
	水先人は必ず乗船させ、曳船及び警戒船の要請については気象海象の急変等による必要性を十分考慮したうえで、水先人と十分に調整を行い対処すること。		
使用する係船柱・索	原則次のとおりとする 150tonf 係船柱は3本まで 100tonf 係船柱は2本まで 70tonf 係船柱は1本まで 35tonf 以下の係船柱は使用しない		
係留時風速	平均 12m/sec 以下 上記を超える強風が予想される場合又は気象庁の台風情報において台風の強風域に入る予報が発表された場合は、入出港時風速を超える前に出港すること。		

(2) 中央ふ頭6号岸壁

船型	7万トン級 250m～280m未満	14万トン級 280m～320m未満	17万トン級 320m～350m未満	22万トン級 350m～370m未満
着岸舷	原則出船右舷付(※1)			
入出港時風速(※2)	平均 10m/sec 以下			
視程	1,000m以上		2,000m以上	
余裕水深	喫水の 10%以上			
回頭域	中央ふ頭北側のみ(※3)			
接岸速度(※4)	10 c m/sec 以下			
航行支援体制	「4 航行支援体制」の他、原則警戒船 1 隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船 1 隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船 1 隻以上配備	
	水先人は必ず乗船させ、曳船及び警戒船の要請については気象海象の急変等による必要性を十分考慮したうえで、水先人と十分に調整を行い対処すること。			
使用する係船柱・索	原則次のとおりとする 200tonf 係船柱は 4 本まで 150tonf 係船柱は 3 本まで			
係留時風速	平均 15m/sec 以下 上記を超える強風が予想される場合又は気象庁の台風情報において台風の強風域に入る予報が発表された場合は、入出港時風速を超える前に出港すること。			

(3) 箱崎ふ頭5号及び4・5号岸壁(連続利用)

船型	7万トン級 250m～280m未満	14万トン級 280m～320m未満	17万トン級 320m～350m未満
着岸舷	出船右舷付、入船左舷付	出船右舷付のみ	
入出港時風速(※2)	平均 10m/sec 以下		
視程	1,000m以上		2,000m以上
余裕水深	喫水の 10%以上		
接岸速度(※4)	10 c m/sec 以下		
航行支援体制	「4 航行支援体制」の他、原則警戒船 1 隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船 1 隻配備	「4 航行支援体制」の他、警戒船 1 隻以上配備
	水先人は必ず乗船させ、曳船及び警戒船の要請については気象海象の急変等による必要性を十分考慮したうえで、水先人と十分に調整を行い対処すること。		
使用する係船柱・索	原則次のとおりとする 150tonf 係船柱は 3 本まで 100tonf 係船柱は 2 本まで 70tonf 係船柱は 1 本まで 35tonf 以下の係船柱は使用しない		
係留時風速	平均 12m/sec 以下 上記を超える強風が予想される場合又は気象庁の台風情報において台風の強風域に入る予報が発表された場合は、入出港時風速を超える前に出港すること。		

- ※1 泊地内航行の円滑及び係留の安全を確保するため原則出船右舷付とするが、やむを得ず入船左舷付とする場合、岸壁利用許可前に港湾管理者と協議すること。
- ※2 博多港コンテナターミナル管理棟屋上に設置された風速計による。
- ※3 船舶は、回頭前に回頭開始予定時間及び方向等をはかたポートラジオに連絡すること。
- ※4 接岸速度については、接岸に際し常時把握すること。

3 中央ふ頭5号岸壁及び6号岸壁の利用について

- (1) 両岸壁においてクルーズ船を2隻着岸させる場合は、次の条件を満たすこと。
 - ① 同じ係船柱を使用しないこと。
 - ② 係船索を交差させないこと。
 - ③ 船間を60m以上確保できること。
 - ④ 離岸が6岸、5岸の順で調整できること。
- (2) 上記条件を満たした場合、先船が5号岸壁に着岸した後に、後船が6号岸壁に着岸することで許可する。6岸に着岸中は5岸への着岸は許可しない。
- (3) 2隻着岸時でやむを得ず5岸の船が先に離岸する場合は、船型、気象条件を考慮し、必要に応じてタグを使用するなど、安全対策を行うこと。

平成 30 年 8 月 17 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 9 月 20 日 改正

博多港安全対策協議会会長

博多港長

博多港港湾管理者

17万トン級（全長320m以上350m未満）大型客船の警戒船について

「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準」第7条に基づき、「17万トン級（全長320m以上350m未満）大型客船の安全対策」における警戒船の配備は当面の間下記のとおりとする。

記

1 入出港時の警戒船は2隻配備とする。

2 警戒船の業務は次のとおりとする。

1) 前路警戒業務

2) 回頭エリア付近の浅瀬警戒

3) 東浜ふ頭及び箱崎ふ頭（船溜まり含む）の利用船舶への警戒業務

なお、上記3)の業務時間は、入港時は航路に入り着岸が完全に終了するまで、出港時は出港前準備時から航路を出るまでの間とし万全を期すこととするもの。

平成27年6月17日
博多港港湾管理者

博多港中央航路における大型客船と他船との行き会いについて

標記について、「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準 7. その他」に基づき、以下のとおり定める。

1. 内容

大型客船は、以下の条件を満たす場合、「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準 5. 運航調整(1) 行き会いの防止」の定めに関わらず、博多港中央航路内において「特定の定期旅客船」との行き会いを行うことができるものとする。

2. 大型客船の定義

本基準における大型客船の定義は、「船型が22万トン級以下で、博多港に入港実績のある全長300m以上の大型客船（ただし、プロペラ推進器船にあつては、スラスターを船首尾に有し横移動可能なもの。）」であり、港湾管理者の承認を得た船舶をいう。

3. 特定の定期旅客船

「博多港に定期的に入出港し、運動性能が極めて高いジェットfoil」であり、次に掲げる船舶とする。

- (1) 博多一釜山航路 (ビートル、ビートルⅡ、ビートルⅢ)
- (2) 博多一壱岐、対馬航路 (ヴィーナス、ヴィーナス2)

4. 条件

航路内で他船との行き会いを行おうとする大型客船は、操縦性能の確認とともに、次の条件を遵守することについて港湾管理者に書面で申請を行い、予め承認を得ること。

- (1) 入港前に港湾管理者の許可を受けるとともに、「大型客船の安全対策」を遵守し、適正な航行を行うこと。
- (2) 航路航行に際しては、港湾管理者（博多ポートラジオ）及び関係船舶と、情報共有を密に行うこと。
- (3) 次に掲げる安全対策を講ずること。
 - ① 中央航路第五、第六号灯標付近及び防波堤付近の行き会いは避ける。
 - ② 平均風速：10m/s以上、波高：0.5m以上、視程：1,000m未満及び夜間の場合
は中止する。
 - ③ 航路及びその付近において、海上工事が行われており、工事作業船の退避が行えないときは中止する。
 - ④ 両船船長が安全な行き会いが疑わしいと判断する場合は中止する。
 - ⑤ その他、天候の急変等、港湾管理者が行き会いを認められないと判断した場合は中止する。

令和 3年 4月 1日
博多港安全対策協議会会長
博多港長
博多港港湾管理者